

議案第41号

朝来市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年6月9日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が令和6年6月26日に公布され、引用する条文が繰り下げられることに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市公営企業の設置等に関する条例（平成17年朝来市条例第217号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。